

# 未来かなえネットについて

## ★未来かなえネットとは

住民皆様の「病気・お薬・検査結果」などの情報を共有し、医療・介護現場に活かせる仕組みを「未来かなえネット」といいます。

## ★未来かなえネットの目的

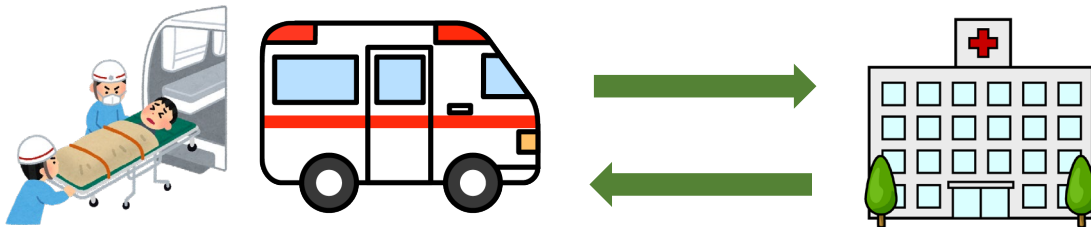
未来かなえネットの参加施設（医療機関・診療所・介護施設・薬局）の間で、加入者の診療情報や介護福祉情報を共有することにより、より安全で質の高い医療行為や介護福祉サービスを提供することが未来かなえネットの目的です。

未来かなえネットに加入することで、施設間での医療情報連携がこれまで以上にスムーズに行われることが期待できます。

## ★こんなときに役立つ

### ●救急車で搬送されるとき

救急車で搬送中に患者さんの過去の病歴や服薬情報などを未来かなえネットで確認し、救急センターの医師と共有することにより、搬送後の治療が円滑に進みます。



### ●かかりつけ医ではない病院に受診したとき

休日に体調が悪くなり、当番医の医療機関に初めて受診したとき、医師に「これまでどんな治療を受けてましたか？」などと質問されたが、過去の病歴や薬の名前を忘れてしまい、返答に困った。

そんなとき、「未来かなえネット」に登録していれば、医療機関であなたの医療情報を確認することができるので、安心して治療を受けられます。

<p><b>診療所</b> 初診患者Aさんの場合</p> <p>以前、〇〇病院に行かれてたんですね</p> <p>どんな治療を受けてましたか？</p> <p>えーっと、どうだったかなあ…</p>	<p>初めての受診の際に “お薬手帳”や“過去の病歴”を忘れてしまった…</p> <p>そんなときに</p> <p><b>未来かなえネット</b> に登録していると！</p>	<p>カルテの確認ができる</p> <p>なるほど…こういう病状だったんですね</p> <p>今は検査は必要ないので、薬を追加で出しておきましょう</p> <p>よかった～</p>	<p>初診患者に適切な治療ができる</p> <p>カルテ</p> <p>画像診断</p> <p>〇〇病院の情報</p> <p>薬</p> <p>未来かなえネットがあると、判断材料があつて助かる</p> <p>検査・投薬の重複も防げる</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 一般社団法人未来かなえ機構

〒029-2311 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 96-5

TEL : 0192-22-7261 FAX : 0192-22-7262 mail : mirai-kanae@rondo.ocn.ne.jp



# 「未来かなえネット」情報の取り扱いについて

## どんな情報がやりとりされる？

氏名・性別・生年月日・住所等の基本情報や、これまでの診療・薬の内容・検査結果など、医療・介護のサービスに必要な情報です。

## 誰が情報を利用するの？

未来かなえネットに参加している医療機関・介護事業所等の医師・歯科医・薬剤師・看護師・ケアマネジャー等の職員が利用します。

※参加施設ステッカーがある施設が目印です。

## 脱退したいときは？

脱退処理が完了しだい、未来かなえネットから情報が削除されます。脱退手続きとして「住民脱退届」の提出が必要です。

※事務局までご連絡いただくか、ホームページに掲載していますのでご確認ください。

## 「未来かなえネット」住民参加規約兼個人情報取扱い規約

令和元年7月1日 改訂版

未来かなえ機構は、「未来かなえネット」によって、住民の皆さまに、より安心・安全な健康・医療・介護サービスをお届けすることを目指しています。それにあたり、「未来かなえネット」の運用のためには、参加される皆さまから健康・医療・介護に関する個人情報を提供いただくことが必要です。

住民の皆さまと確かな信頼関係を築き上げ、安心して「未来かなえネット」に参加していただくために、次のとおり参加にあたってご理解いただく必要がある項目をお示しすると共に、下記の項目を順守することをお約束します。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人未来かなえ機構(以下、当機構)が設置する地域医療介護連携ネットワークシステム「未来かなえネット」(以下「当ネット」という)の利用について必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この規約における用語の定義を、以下に定めます。

用語	説明
当機構	気仙・両磐医療圏内の病院・医科診療所・歯科診療所・薬局・介護事業所・地方自治体等で構成される団体である「一般社団法人未来かなえ機構」を指します。
当ネット	当機構が構築・管理・運営する、参加住民の健康・医療・介護に関する情報を共有する地域医療介護連携ネットワークをいいます。これにより住民の皆さまに、より安心な健康・医療・介護サービスをお届けします。
住民	居住・勤務する等によって気仙地区(大船渡市・陸前高田市・住田町)、両磐地区(一関市・平泉町)において主に活動する住民をいいます。医療サービス・介護サービスの利用の有無は問いません。
施設	健康・医療・介護サービスを提供する医療施設・介護施設、自治体、健診機関等をいいます。
参加	住民・施設が、当ネットへの参加に同意し、参加を申し込み、申込を受理された状態をいいます。
利用者	当ネットに参加し、当ネットのサービスを利用する住民をいいます。
参加施設	当ネットに参加し、当ネットのサービスを利用する施設をいいます。
機構事務局	当ネットの管理・運営を担う、当機構内に設けられた機関をいいます。
参加受付窓口	機構事務局、気仙圏・両磐圏域内行政窓口又は当ネット参加施設等、当ネットへの「住民参加申込書及び同意書」等の提出を受け付けている窓口をいいます。
個人情報	個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する、「個人情報」をいいます。

(当ネットへの参加)

第3条 住民が当ネットのサービスを利用するためには、この規約に基づき、参加の手続きを行っていただく必要があります。当機構では、当ネットに参加した住民の方に、当ネットによるサービスを提供します。

### 第2章 参加

(参加申込)

第4条 当ネットに参加するには、本規約の内容をご承諾の上参加に同意し、当機構所定の「住民参加申込書及び同意書」に必要事項を記入し、参加受付窓口へ提出、または機構事務局まで郵送してください。

2 当機構が、「住民参加申込書及び同意書」を受理したことをもって、申込者は本規約の内容を承諾の上、参加に同意したもとして取扱います。

(参加申込の有効性)

第5条 「住民参加申込書及び同意書」は、当機構所定の「住民参加申込書及び同意書」に本人が署名したもののみを有効とし、それ以外の用紙や本人の署名がないものは認めません。ただし、以下に定める事由の(1)、(2)若しくは(3)の場合には、代理人による署名を認めます。

- (1) 本人が未成年の場合、親権者、親権者、未成年後見人等の当機構が妥当性があると認める代理人による署名。
- (2) 本人が成人の場合で、かつ以下の場合、後見人等を代理人として認めます。ただし、当機構の判断によって代理人と認められないことがあります。
  - (A) 本人が被後見人、被保護者である場合。
  - (B) 本人が精神的、身体的理由により、自署が困難な場合。
  - (C) その他本人の意思確認が一時もしくは恒久的に困難である場合。
- (3) 本人が、(2)の場合で、署名の代理に妥当性があると認められる代理人による署名も困難であり、適切な健康・医療・介護サービスの提供しやむを得ない場合、本人が利用する施設の管理者を代理人として認めます。この場合、「住民参加申込書及び同意書」への代理人の署名が必要となります。

(参加申込及び同意内容変更)

第6条 利用者は、登録の内容に変更が生じた場合は、当機構の同意する「住民参加申込及び同意内容の変更届」に必要事項を記入し、参加受付窓口へ提出、または機構事務局まで郵送してください。

(当ネットからの脱退)

第7条 利用者は、当ネットからいつでも脱退することができます。脱退を希望される場合は、当機構事務局までご連絡ください。「住民脱退届」を事務局から郵送いたします。当機構ホームページから印刷頂くことも可能です。当機構所定の「住民脱退届」に必要事項を記入し、参加受付窓口へ提出、または機構事務局まで郵送してください。

- 当機構における脱退の事務処理が完了した時点で、当該利用者の情報は当ネットから削除されます。
- 脱退されても、当ネットを利用できないことを除き、脱退したことを理由に、健康・医療・介護サービス上の不利益を被ることは一切ありません。
- 当機構は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者を脱退させることができるものとします。
  - (1) 利用者が当機構や参加医療機関で定める諸規程又はこの規約に重大な違反をしたとき。
  - (2) その他当機構が参加の取消しが妥当であると認めたとき。

(参加の期間)

第8条 当機構において、「住民参加申込書及び同意書」が受理された後、「住民脱退届」が受理されない限り当ネットの参加が継続されます。

### 第3章 個人情報の取扱い

(個人情報の利用目的)

- 当機構は、ご提供いただいた個人情報を参加施設間で共有し、住民の皆さまにより安心・安全な健康・医療・介護サービスをお届けすることを目的に、取得した個人情報を利用します。当機構および、参加施設は、上記以外の目的には個人情報を利用いたしません。
- 利用者は、当ネットに参加することにより、利用者が利用している参加施設が利用者の個人情報を当ネットに提供することを承諾したものとします。

(取得する個人情報)

第10条 当機構は、下記に定める個人情報を取得します。

- (1) 「住民参加申込書及び同意書」他、利用者から提出された書類に記載された情報。
- (2) 病名・服薬・検査結果・保険情報・健診情報・状態情報等、参加施設及び連携する他の医療介護情報ネットワークのシステムから提供される健康・医療・介護に関する情報。
- (3) 病名・服薬・検査結果・保険情報・健診情報・状態情報等、参加施設及び連携する他の医療介護情報ネットワークの職員が登録した健康・医療・介護に関する情報。
- (4) その他参加施設及び連携する他の医療介護情報ネットワークが適正に取得した健康・医療・介護に関する情報。

(個人情報の開示範囲および利用者の限定)

第11条 取得した個人情報は、現在および将来、当ネットに参加する施設及び連携する他の医療介護情報ネットワークに開示されます。当該施設は、本規約(第12条、第13条、第14条)に定める秘密情報保持義務と同様の義務を負います。

- 2 個人情報は、当機構の職員・参加施設及び連携する他の医療介護情報ネットワークの職員・運用保守サービス提供事業者のみが利用目的の範囲で利用します。
- 3 当機構は、第2項の職員、事業者に対し、本規約(第12条、第13条、第14条)に定める秘密保持義務と同様の義務を課します。
- 4 当ネットは将来、他地域における同種の「地域医療介護ネットワーク」と情報連携することがあります。この場合、利用者に個別通知はいたしません。行政の広報や、参加施設において掲示、またはWEB上等で事前通知いたします。
- 5 4項にて、他ネットと将来連携した際、同意者の情報が連携先他ネットに存在した場合、他ネットでの同意がなくても、当ネットは連携先の同意者情報を閲覧することにご承諾いただくものといたします。

(個人情報の委託)

第12条 当ネットの運営上、当機構が必要と判断した場合、運用保守サービス提供事業者に個人情報の取扱いの一部を委託します。

2 個人情報の取扱いの一部を委託する場合、当機構は当該情報の安全管理が図られるよう、委託先を厳正に調査・選定し、必要かつ適切な監督を行います。また、運用・保守サービス提供事業者は運用・保守サービス提供の目的の範囲でのみ、個人情報を利用します。

(個人情報の保護)

第13条 当機構と参加施設及び連携する他の医療介護情報ネットワークの職員は、個人情報保護に関する法令等を順守し、利用者の個人情報を本規約に定める目的以外に利用せず、漏洩せず、その取扱いに十分な注意を払うものとします。

(個人情報の第三者への提供)

第14条 当ネットを取り扱う個人情報の第三者への開示は業務の委託先を除いて原則として行いません。ただし、以下に定める事由のいずれかに該当する場合、第三者へ開示できるものとします。

- (1) 参加者本人の同意がある場合
  - (2) 参加者本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益の保護のために必要がある場合であって、参加者本人の同意を得ることが困難な場合
  - (3) 法令に基づく場合
  - (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、参加者本人の同意を得ることが困難な場合
  - (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、参加者本人の同意を得ることが当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 2 当機構は、当ネットが取扱う個人情報を匿名化し、個人を特定できないよう加工した上で、当機構、第三者、または当機構と第三者が共同で行う研究、調査等に二次利用する場合があります。
- 3 利用者本人は、自身の個人情報を、第2項の研究、調査等に二次利用されることを拒否することができます。当該二次利用の拒否を希望される場合は、その旨を参加受付窓口へ申し出、当機構の同意する「住民参加申込及び同意内容の変更届」に必要事項を記入し、参加受付窓口へ提出、または機構事務局まで郵送してください。

(取得した個人情報の位置づけ)

第15条 当ネットが取扱う健康・医療・介護に関する情報は、診断等の基となる正規情報ではありません。正規情報は各施設の保有する情報であり、当ネットが取扱う情報は「施設から複製して提供された参考情報」と位置付けます。そのため、当機構や参加施設、運用・保守サービス提供事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面においても保証しません。

(自己情報の開示請求)

- 第16条 利用者は、当ネットが取扱うご自身の個人情報の開示、訂正および利用停止などを求めることができます。開示等の請求を希望される場合、問い合わせ窓口へ問合せの上、窓口の指示に従って手続きをお願いいたします。
- 2 利用者から開示等の請求があった場合、請求される方がご本人であるための書類の提示や提出をお願いする場合があります。
  - 3 参加施設及び連携する他の医療介護情報ネットワークから当ネットへ提供される診断・処方・検査結果等の健康・医療・介護に関する個人情報に関して、当機構は、これらを開示する権限を有しません。これらの開示等については、診断・処方・検査等を行った参加施設へご相談ください。

### 第4章 雑則

(免責事項)

- 第17条 当機構・参加施設・運用保守サービス提供事業者は、利用者が当ネットを利用したこと、または利用できなかったことにより発生した損害及び第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。
- 2 当機構・参加施設・運用保守サービス提供事業者は、当ネットの停止・中止等により発生した利用者の損害について一切の責任を負いません。(管轄裁判所)

第18条 当ネットの利用に関して利用者や当機構の間に生ずるすべての紛争については、当機構の本部所在地を管轄する地方裁判所を第2審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本規約の変更)

- 第19条 当機構は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更することができるものとします。
- 2 当機構は、規約変更後に変更内容を行政の広報や、参加施設において掲示、またはWEB上等で公開します。利用者が、利用を継続される限り、変更後の規約に同意されたものとみなします。(問い合わせ及び苦情解決の申し出先)

第20条 取得し合わせ及び苦情は、以下で受け付けます。

一般社団法人未来かなえ機構 事務局

〒029-2311 岩手県気仙郡住田町世田米字川向96-5